

鹿児島県地球温暖化対策推進条例の骨子

1 条例の目的

この条例は、鹿児島県環境基本条例（平成11年鹿児島県条例第10号）の基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し、県、事業者、県民、環境保全活動団体及び一時滞在者の責務や具体的な取組の方向を定めることにより、効果的な地球温暖化対策の推進を図り、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とします。

2 温室効果ガスの削減目標

県は、県内における温室効果ガスの削減目標を地球温暖化対策実行計画（平成22年度策定予定）において定めるものとします。

3 取組主体別の責務

（1）県の責務

地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するものとします。

市町村、事業者、県民及び環境保全活動団体と連携し、及び協働して取り組むものとします。

自らの事務及び事業に関し、率先して地球温暖化対策を実施するものとします。

（2）事業者の責務

地球温暖化の防止の重要性に関する理解を深め、その事業活動において、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとします。

県が実施する地球温暖化対策に協力するものとします。

（3）県民の責務

地球温暖化の防止の重要性に関する理解を深め、日常生活において、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとします。

県が実施する地球温暖化対策に協力するものとします。

事業者及び環境保全活動団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組であって、多くの県民の参加によりその効果を発揮するものに協力するものとします。

（4）環境保全活動団体の責務

地球温暖化の防止の重要性に関する理解を深めるとともに、その環境の保全に寄与する活動において、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとします。

県が実施する地球温暖化対策に協力するものとします。

(5) 一時滞在者の責務

観光旅行等で県内に一時的に滞在する者は、県が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めるものとします。

4 県による地球温暖化対策

(1) 地球温暖化対策実行計画

県は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策実行計画を策定するものとします。

地球温暖化対策実行計画に盛り込む内容
温室効果ガスの排出の抑制に関する中長期的な目標
の目標を達成するために必要な措置の実施に関する事項
その他地球温暖化対策の推進に関し必要な事項

県は、地球温暖化の防止に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、必要があると認めるときは、地球温暖化対策実行計画を変更するものとします。

(2) 地球温暖化対策の実施状況の公表

県は、毎年度、地球温暖化対策実行計画に基づく地球温暖化対策の実施状況を公表するものとします。

(3) 県の率先実施

県は、次に掲げる地球温暖化対策に関する取組を率先して実施するものとします。

廃棄物の発生の抑制、再使用等温室効果ガス排出の抑制に関する取組
森林の整備等による温室効果ガスの吸収作用の保全等に関する取組
地球温暖化の現状に関する最新の情報の把握及び地球温暖化対策についての効果的な調査・研究に関する取組
事業者、県民及び環境保全活動団体に対する地球温暖化防止の重要性についての環境教育・環境学習の推進に関する取組
カーボンオフセットの仕組みの普及に関する取組 等

「カーボンオフセット」とは、県民や企業等が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量を把握し、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等の購入、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動の実施等により、の排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいう。(環境省指針)

5 事業活動に係る地球温暖化対策

(1) 温室効果ガスの排出量の把握等

事業者は、地球温暖化対策を円滑かつ効果的に推進するため、環境マネジメントシステムの導入及び効果的な運用に努めるものとします。

事業者は、廃棄物の発生の抑制、再使用等資源の有効な利用に努めるものとします。

事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の把握に努めるものとします。

「環境マネジメントシステム」とは、事業者が運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための事業所内での体制・手続き等の仕組みのことをいう。

(2) 温室効果ガス排出抑制計画

事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者（特定事業者）は、その事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する計画（温室効果ガス排出抑制計画）を作成し、県に提出するものとします。

温室効果ガス排出抑制計画に記載する主な事項

事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量

事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の抑制について自ら定める目標

の目標を達成するための基本方針及びその基本方針に基づき講ずる措置

その他、事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

連鎖化事業（フランチャイズ事業等）を行う者は、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る県内のすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業を行う者の事業活動とみなして、温室効果ガス排出抑制計画を作成し、県に提出するものとします。

温室効果ガス排出抑制計画を変更したときは、変更後の温室効果ガス排出抑制計画を県に提出するものとします。

特定事業者以外の事業者であっても、温室効果ガス排出抑制計画を作成し、県に提出することができるものとします。

(3) 実施状況等の報告書

温室効果ガス排出抑制計画を提出したものは、毎年度、事業活動に伴う温室効果ガスの排出状況及び当該温室効果ガス排出抑制計画に基づく措置の実施状況を記載した報告書（実施状況等報告書）を作成し、県に提出するものとします。

(4) 温室効果ガス排出抑制計画等の公表

県は、温室効果ガス排出抑制計画及び実施状況等報告書の提出があったときは、その内容を公表するものとします。

(5) 森林吸収源対策等の実施

特定事業者等は、温室効果ガス排出抑制計画に定める温室効果ガスの排出の量の抑制に係る目標を達成する手段として、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制によるほか、森林の整備や再生可能エネルギーの利用等に努めるものとしします。

6 農林水産業に係る地球温暖化対策

(1) 温室効果ガスの排出の抑制に配慮した生産活動の推進

農林水産業を営むものは、温室効果ガスの排出の抑制に配慮した生産活動を行うよう努めるものとしします。

(2) 森林の保全・整備の推進等

県は、温室効果ガスを吸収し、固定する森林の機能に関し、事業者、県民、環境保全団体及び一時滞在者の理解を深めるため、情報提供その他の措置を講ずるほか、森林の保全及び整備に関し、総合的な施策を推進するものとしします。

事業者、県民及び環境保全活動団体は、温室効果ガスを吸収し、固定する森林の機能に関する理解を深めるとともに、連携し、及び協働して森林の適切な保全及び整備がなされるよう努めるものとしします。

(3) 温室効果ガスの吸収量の認証

県は、事業者、県民及び環境保全活動団体が県内において、森林の適切な整備等を行った場合には、当該整備により増加したと認められる温室効果ガスの吸収量を認証することができるものとしします。

7 日常生活等に係る地球温暖化対策

(1) 廃棄物の発生の抑制等

県民及び一時滞在者は、その日常生活及び滞在中の活動に関し、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効な利用に努めるものとしします。

(2) 地産地消の推進

県民及び一時滞在者は、農林水産物等を消費する場合には、輸送に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない県内で生産された農林水産物等を優先的に消費するよう努めるものとしします。

(3) 環境物品等の購入の促進

県民及び一時滞在者は、物品を購入し、若しくは借り受け又は役務の提供を受ける場合には、環境物品等を選択するよう努めるものとしします。

(4) 温室効果ガスの排出量がより少ない電気機器等の利用

県民は、電気機器その他のエネルギーを消費する機械器具を使用する場合は、温室効果ガスの排出の量がより少ないものを使用するよう努めるものとしします。

(5) 省エネルギー性能の表示等

温室効果ガスの排出の量が相当程度多い電気機器等を一定台数以上陳列して販売する者は、その電気機器等の本体や見やすい箇所に、省エネルギー性能に関する情報を表示するものとするとともに、購入しようとする者に対し、その省エネルギー性能について説明するものとします。

8 建築物に係る地球温暖化対策

(1) 建築物温暖化対策指針

県は、建築物の新築、増築又は改築をしようとするものが建築物に係る温暖化対策を適切に実施するために必要な指針(建築物温暖化対策指針)を定めるものとします。

県は、建築物温暖化対策指針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとします。

(2) 建築物温暖化対策計画

一定規模以上の建築物の新築・増改築を行う建築主(特定建築主)は、温暖化対策のための計画(建築物温暖化対策計画)を作成し、県に提出するものとします。

(3) 工事完了の届出

建築物温暖化対策計画を提出した特定建築主は、当該建築物に係る工事が完了したときは、その旨を知事に届けるものとします。

(4) 地球温暖化対策に関する情報の提供等

建築物の販売又は賃貸(これらの代理又は媒介を含む。)の事業を行う者は、建築物を購入し、又は賃借しようとするものに対し、当該建築物に係る地球温暖化対策に関する情報を提供するとともに、その内容について説明するよう努めるものとします。

9 自動車に係る地球温暖化対策

(1) 公共交通機関等の利用促進

県民及び一時滞在者は、自動車の使用に代えて、公共交通機関等による移動に努めるものとします。

事業者は、その事業活動及び従業員の通勤における公共交通機関等の利用促進のための措置を講ずるよう努めるものとします。

県は、自動車の使用に代えて公共交通機関等による移動を促進するための措置を講ずるものとします。

(2) 温室効果ガスの排出量がより少ない自動車の購入等

自動車を購入するものは、温室効果ガスを排出しない自動車又は温室効果ガスの排出量がより少ない自動車を購入するよう努めるものとします。

自動車の販売を業とする者は、新車を購入しようとするものに対し、その販売する新車に係る温室効果ガスの排出量等について説明するよう努めるものとします。

自動車を使用する者は、温室効果ガスの排出量をより少なくするため、自動車の適正な整備及び適切な運転を行うよう努めるものとします。

10 再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策

事業者又は県民は、その事業活動及び日常生活において、再生可能エネルギーの優先的な利用に努めるものとします。

県は、地域の特性に応じた再生可能エネルギーの利用を促進するため、その実用化に関する情報等を収集し、事業者及び県民に提供するものとします。

11 低炭素社会の先進的な地域づくりの推進

県は、再生可能エネルギーである水力の豊富な屋久島が、温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会の先進的な地域となるよう、地球温暖化対策を積極的に推進するものとします。

12 県による公表・表彰

(1) 公表

県は、温室効果ガス排出抑制計画及び建築物温暖化対策計画を提出したもののうち温室効果ガスの排出の抑制等に積極的に取り組んでいると認めるものについて、公表することができるものとします。

(2) 表彰

県は、地球温暖化対策に積極的に取り組む事業者、県民及び環境保全活動団体を表彰することができるものとします。

13 実効性の確保等

(1) 指導及び助言

県は、事業者、県民及び環境保全活動団体が、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を行う場合において、必要な指導及び助言をすることができるものとします。

(2) 報告及び資料の提出

県は、この条例の施行に必要な限度において、温室効果ガス排出抑制計画、実施状況報告書又は建築物温暖化対策計画を提出したものに対し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関し報告又は資料の提出を求めることができるものとします。

(3) 勧告

県は、上記に定める必要な報告又は資料の提出をすべきものが、正当な理由なく従わない場合等は、必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとし
ます。

(4) 勧告に従わない場合の公表

県は、勧告を受けたものが正当な理由なく従わないときは、勧告の内容を公表
することができるものとします。

県は、上記による公表をしようとするときは、あらかじめ勧告を受けたもの
に対し、意見を述べる機会を与えるものとします。